

令和 6 年第 2 回

十和田地域広域事務組合議会
定例会会議録

令和 6 年第 2 回定例会会議録目次

令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金曜日）

○ 議事日程第 1 号	3
○ 本日の会議に付した事件	4
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開 会	6
○ 日程第 1 議席の指定	6
○ 日程第 2 会議録署名議員の指名	6
○ 日程第 3 会期の決定	6
○ 日程第 4 諸般の報告	6
○ 日程第 5 一般質問	6
○ 日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入 歳出決算の認定について～日程第 2 5 同意第 1 号 十和田地域広域事務 組合教育委員会委員の任命について	2 0
○ 日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入 歳出決算の認定について	2 3
○ 日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計 歳入歳出決算の認定について	2 4
○ 日程第 8 認定第 3 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別 会計歳入歳出決算の認定について	2 4
○ 日程第 9 認定第 4 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計 歳入歳出決算の認定について	2 5
○ 日程第 1 0 認定第 5 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会 計歳入歳出決算の認定について	2 8
○ 日程第 1 1 認定第 6 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会 計歳入歳出決算の認定について	2 8
○ 日程第 1 2 認定第 7 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合十和田市消 防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 9
○ 日程第 1 3 認定第 8 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防通信指 令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	3 0
○ 日程第 1 4 報告第 2 号 専決処分の報告について	3 1
○ 日程第 1 5 議案第 1 8 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合一般会計 補正予算（第 1 号）	3 1
○ 日程第 1 6 議案第 1 9 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防特別 会計補正予算（第 1 号）	3 2
○ 日程第 1 7 議案第 2 0 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合学校給食	

特別会計補正予算（第２号）	3 2
○ 日程第１８ 議案第２１号 令和６年度十和田地域広域事務組合清掃特別 会計補正予算（第１号）	3 3
○ 日程第１９ 議案第２２号 令和６年度十和田地域広域事務組合衛生特別 会計補正予算（第１号）	3 3
○ 日程第２０ 議案第２３号 令和６年度十和田地域広域事務組合火葬特別 会計補正予算（第１号）	3 4
○ 日程第２１ 議案第２４号 令和６年度十和田地域広域事務組合十和田市 消防団事務受託事業特別会計補正予算（第１号）	3 4
○ 日程第２２ 議案第２５号 令和６年度十和田地域広域事務組合消防通信 指令事務協議会特別会計補正予算（第１号）	3 5
○ 日程第２３ 議案第２６号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	3 5
○ 日程第２４ 議案第２７号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地 方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更につ いて	3 6
○ 日程第２５ 同意第 １号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任 命について	3 6
○ 閉 会	3 6

令和 6 年第 2 回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 6 年 1 1 月 1 5 日

閉会 令和 6 年 1 1 月 1 5 日

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
認定第 1 号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和 6 年 11月15日	認 定
認定第 2 号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 3 号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 4 号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 5 号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 6 号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 7 号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 8 号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
報告第 2 号 専決第 2 号	専決処分の報告について 救急活動中の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について	〃	報告済
議案第18号	令和 6 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）	〃	原案可決
議案第19号	令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第20号	令和 6 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第21号	令和 6 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第22号	令和 6 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第23号	令和 6 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第24号	令和6年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）	令和6年 11月15日	原案可決
議案第25号	令和6年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第26号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	〃	〃
議案第27号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃	〃
同意第1号	十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	〃	同 意

議事日程第 1 号

令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）午後 3 時 3 0 分開議

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 諸般の報告

第 5 一般質問

第 6 認定第 1 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第 7 認定第 2 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 認定第 3 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 認定第 4 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 0 認定第 5 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 1 認定第 6 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 2 認定第 7 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 3 認定第 8 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 4 報告第 2 号 専決処分の報告について

専決第 2 号 救急活動中の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

第 1 5 議案第 1 8 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 6 議案第 1 9 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 7 議案第 2 0 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 2 号）

第 1 8 議案第 2 1 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 9 議案第 2 2 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 0 議案第 2 3 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 1 議案第 2 4 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 2 議案第 2 5 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特

別会計補正予算（第 1 号）

- 第 2 3 議案第 2 6 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 2 4 議案第 2 7 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 2 5 同意第 1 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	太 田 正 幸
2 番	笹 渕 峰 尚
3 番	高 坂 茂
4 番	川 村 重 光
5 番	澤 上 訓
6 番	木 村 忠 一
7 番	氣 田 量 子
8 番	江 渡 信 貴
9 番	山 本 実
1 1 番	三 浦 專治郎
1 2 番	才 神 幸 男
1 3 番	工 藤 正 廣
1 4 番	戸 来 伝
1 5 番	小 川 洋 平

欠席議員（1名）

1 0 番	苫米地 繁 雄
-------	---------

説明のため出席した者

管 理 者	小山田 久
副 管 理 者	佐 藤 陽 大
副 管 理 者	成 田 隆
副 管 理 者	若 宮 佳 一
副 管 理 者	櫻 井 雅 洋
副 管 理 者	北 舘 康 宏

事務局 長	白 山 利 明
消 防 長	寺 地 充 宏
次 長	川 村 博 秀
警 防 課 長	滝 澤 文 隆
予 防 課 長	山 崎 一 行
通 信 指 令 課 長	山 田 隆 行
十和田消防署 長	川 村 宏 範
六 戸 消 防 署 長	氣 田 安 裕
十和田湖消防署 長	三 浦 隆 一
会 計 管 理 者	神 直 子
監 査 委 員	久 保 光 造
監査委員事務局 長	高 見 亜 希 子
教 育 長	丸 井 英 子
教 育 部 長	浦 田 陽 子
教 育 総 務 課 長	乗 田 育 人
学校給食センター 所 長	下 川 原 昌 俊

職務のため出席した事務局職員

次 長	五十嵐 一 美
次 長 補 佐	角 浜 篤
次 長 補 佐	盛 田 均
次 長 補 佐	平 野 隆 志
施 設 係 長	舘 林 伸 吉
主 事	高 橋 恭 平

開 会

午後 3 時 3 0 分 開会

- 議長（小川洋平） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただいまから令和 6 年 1 0 月 3 0 日告示招集されました令和 6 年第 2 回十和田地域広
域事務組合議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めてまい
ります。

日程第 1 議席の指定

- 議長（小川洋平） 日程第 1、議席の指定を行います。
このたび新郷村からの選出議員となられました才神幸男議員の議席は、会議規則第 4
条第 1 項の規定により 1 2 番に指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

- 議長（小川洋平） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、1 3 番工藤正廣議員、1 4 番戸
来伝議員を指名します。

日程第 3 会期の決定

- 議長（小川洋平） 日程第 3、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議
ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 4 諸般の報告

- 議長（小川洋平） 日程第 4、諸般の報告を行います。
常任委員の選任について報告いたします。このたび新郷村の選出議員となりました才
神幸男議員は、委員会条例第 7 条の規定により民生常任委員に選任されております。
以上で諸般の報告を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（小川洋平） 日程第5、一般質問を行います。

質問は、通告順により議長において指名いたします。

それでは、指名します。

1番太田正幸議員。

○1番（太田正幸） 議席番号1番、十和田市議会選出議員、立憲民主党の太田正幸です。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、消防行政について、消防職員のハラスメント対策についてです。消防職員は、市民の命と財産を守るという重要な任務を担っております。心身ともに健康な状態で勤務できる環境を整備することは、貴重な職員を確保するためにも重要と考えます。暴言や脅迫、身体的暴行、セクハラ、パワハラなど、職員へのハラスメントに対して取組などの対策についてはどのように整理されているのかお聞かせ願います。

2つ目は、免許等資格取得支援について。まず、消防職員に対する支援についてです。令和5年版消防年報によりますと、令和6年4月現在の消防職員の資格数は二十数項目にわたっております。そのうち運転免許については、指揮車、救急車などは普通免許、そして水槽付ポンプ車などは中型免許、はしご車、化学車、救助工作車などは大型免許など、免許にも種類があります。普通免許は、一般的に保有されておるものではございますけれども、はしご車などの大型免許が必要な車もあります。大型免許の取得には、高額で期間も要することから、一般的に免許を取得しない方が多いものであります。

質問は、この二十数項目の資格の取得、さらに特に大型免許の取得には公費負担であるべきと考えますが、その支援についてのお考えをお聞かせください。

2つ目には、消防団員に対する準中型免許取得の支援体制についてです。自動車の運転免許は、法改正により平成29年に準中型免許が新設され、同日以降に普通自動車免許取得した人が運転できる車両は総重量3.5トン未満に限定されたところです。そのため、新たに普通自動車免許を取得した消防団員は、車両総重量3.5トン以上のポンプ自動車を運転できず、消防団活動に支障が生じると予測しております。

質問は、消防団員に対する準中型免許取得の支援についてのお考えをお聞かせください。

3つ目、救急業務についてです。救急搬送における転院搬送の現状と救急車の適正利用について。近年、全国的に救急車の不適正利用が問題になっております。一つの例を挙げますと、病院に入院する予定になっているが、自分で行くとタクシー代がかかるので、救急車を呼んだとか、眠れなくて誰かに話を聞いてほしくて救急車を呼んだなどがあったようです。不適正利用があると救急車を確保できず、救急搬送に支障が発生することになります。

消防庁の発表によれば、令和5年中の救急車の出動件数、搬送人員ともに、集計開始以来過去最多となったようです。その対策として、消防庁では、救急車が緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く到着できるようにするため、電話相談窓口、救急安心センター事業、＃7119の全国展開を推進し、当組合のホームページでも呼びかけ、また住民による緊急度判定を支援する全国版救急受診アプリQ助を作成し、十和田市においてもライン公式アカウントで提供しているところです。

そこで質問は、当組合の救急車は、病院間の患者転院搬送に利用され、その際におい

て救える命を救えない状況に陥ったことがないのか、併せてこのような想定される事態の対策はどのように考えているのかお聞かせください。

2つ目には、日勤救急体制整備についてです。先日、県内の自治体で日勤救急体制を正式運用されたという報道もあったところでございます。日勤救急体制は、隊員の負担軽減などの救急サービスの充実、働き方の多様化などに対応することによる人材の確保、人員の効率的な配置によるコスト削減などの効果が期待できます。

そこで質問は、当組合において日勤救急体制を整備することについてのお考えをお聞かせください。

最後に、ごみ処理についてです。1つ目は、指定ごみ袋について、指定ごみ袋の廃止についてですけれども、当組合では燃えるごみ、燃えないごみ、そして資源ごみと3種類のごみ袋を指定し、ごみの分別で効果的に運用されているところであります。特に一人暮らしの高齢者や学生などの世帯にとって、大きなごみ袋をあえて買うことより、今ではスーパーでの買物時や市販でのレジ袋も有料化されております。温暖化、昨今のプラスチック量の削減、二酸化炭素排出削減の観点から、そして市民生活の家計負担緩和の観点で、指定ごみ袋の廃止を検討する考えについてお聞かせください。

最後に、ごみ袋の価格低減策についてです。指定のごみ袋は、ある市内スーパーの広告では、大のサイズで20枚300円ほどとなっており、さらなる価格低減ができないかと考えます。

そこで、当組合において近隣自治体と共同で発注するなどによって、より価格低減が図られる可能性があると考えますけれども、どのようにお考えかお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（小山田 久） 太田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、消防職員のハラスメント対策についてお答えいたします。職場における取組としましては、十和田地域広域事務組合職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、全所属に相談員を配置し、職員から相談を受けやすい環境を整えております。また、相談員や職員がハラスメントに対する正しい知識を持ち、適切に対応できるよう、ハラスメント研修会や自由に発言ができる場としての世代ごとの意見交換会を開催するなど、職員間のコミュニケーションが活発に行われる環境づくりに努めております。

なお、職場内で相談しにくい際の相談窓口として、厚生労働省や総務省、消防庁の専用サイトや、青森労働局の労働相談コーナー等を紹介しながら対応しているところであります。

その他の質問につきましては、消防長等から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） 消防職員に対する免許等、資格取得の支援についてのご質問にお答えをいたします。

現在、当消防本部では、2級小型船舶操縦士など9種類の免許取得費用について、全額公費負担しております。なお、大型自動車免許につきましては、現在は助成しており

ませんが、資格取得に関する支援の充実を図るため、今後取得支援に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、消防団員に対する準中型免許取得の支援体制についてのご質問にお答えいたします。十和田消防団の事務につきましては、当消防本部が受託しておりますが、議員ご質問の準中型免許以上の自動車運転免許取得に対する支援体制につきましては、現在十和田市消防団にはございません。十和田市消防団の車両は、全部で47台配備しておりますが、このうち準中型以上の自動車運転免許を必要とする車両は39台であります。また、現在十和田消防団の団員は677名おりますが、消防車両が配備されている分団の団員数は598名で、そのうち準中型以上の免許を取得していない団員は15名おります。全国的に消防団員の減少が課題となっており、十和田市消防団でも消防団員の加入促進に努めているところであります。

特に高齢化が進む中、若年層の消防団員の確保に努力しているところでございますが、今後は消防団車両を運転できない普通運転免許のみの団員の増加、または準中型免許を取得していないことにより入団を勧誘することができないなどの課題が懸念されております。平成30年には、市町村が実施する消防団員の準中型免許の取得の助成に対する特別交付税措置の総務省令が発出されていることから、現在十和田市消防団では準中型以上の自動車運転免許の取得者の実態の把握に努め、公費助成制度の導入について、市担当課と協議を進めているところでございます。また、最近では、普通免許で運転できる消防車両が開発されていることから、その動向にも注視し、導入車両につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、救急搬送における転院搬送の現状と救急車の適正利用についてのご質問にお答えをいたします。当消防本部の転院搬送による出動件数は、令和3年から令和5年の直近3年間で申し上げますと、令和3年は総出動件数2,628件に対しまして、転院搬送は292件、割合で言いますと11.1%、令和4年は、総出動件数2,907件に対して297件、10.2%、令和5年が総出動件数3,127件に対しまして360件、11.5%となっております。

また、議員ご質問の転院搬送が集中することにより出動困難となった事例は、これまではございませんが、令和6年1月に総務省消防庁で公表されました令和5年版救急・救助の現況によりますと、全国の総出動件数における転院搬送の比率は7.4%であり、当消防本部の割合はこれを大きく上回っている現状であり、当消防本部が出動する転院搬送のうち、十和田市立中央病院からの転院搬送は約4割を占めております。救急業務における転院搬送につきましては、平成28年に全国で救急需要が増加したことにより救命率への影響が懸念され、限りある搬送手段である救急車を緊急性の高い事案に出動できるよう、救急車の適正利用を求められることになりました。

このため、当消防本部では、十和田市立中央病院に対しまして、緊急性の低い転院搬送については、民間の患者搬送事業者など消防機関の救急車以外での搬送を申し入れるとともに、より円滑な救急体制構築のため、転院搬送に関するガイドラインの作成に向けて協議しているところでございます。

次に、日勤救急隊の体制整備についてのご質問にお答えをいたします。日勤救急隊は、救急需要が増加している中、救急隊員の労務管理を主眼に全国で導入が進んでおります。

また、女性職員の活躍推進や定年延長に伴う再任用職員等の活用など、その導入効果が期待されているところであります。県内では、弘前消防本部が試験運用を行った後に、今年6月から正式運用しております。また、八戸消防本部は、夏場の出動件数増加に対応するため、今年8月に1か月間、試験運用を行っております。しかしながら、運用に当たりましては、隊員の配置や運用時間、または資機材の確保などの懸案事項があると同っておりますので、日勤救急隊の導入につきましては、今後も先行事例の調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） 指定ごみ袋の廃止についてのご質問にお答えいたします。

現行の指定ごみ袋は、管内で発生するごみの減量、分別及び適正排出を促進するために導入されたものであり、これまでも構成市町村と袋の表記や規格について何度も協議し、改善されてきたものであります。

市販のレジ袋やポリ袋を使ったごみの排出方法は、分別排出の意識が薄れ、袋の中に異物の混入が多発し、ごみ処理の停滞につながりかねないものと考えております。また、指定ごみ袋は、なるべく臭気が漏れないよう平袋タイプにし、袋が破れにくいような材質や厚さの規格を採用しているため、住民や収集作業員が袋の持ち運びなどでごみが飛散しないよう適度な強度のものとしており、収集作業の効率化にもつながっているものです。このことから、指定ごみ袋の廃止は考えておりません。

次に、指定ごみ袋の価格低減策についてのご質問にお答えいたします。指定ごみ袋につきましては、当組合の規格等に関する要綱により認定された事業者が製造を行っているものであり、袋の値段につきましては、地域の消費量や各種コストなどにより小売店が独自の販売価格を決定しております。組合では、ごみ袋の販売を行っていないことから、製造業者に袋の発注を行っておりませんので、今後も他自治体との共同発注につきましては現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） ご答弁ありがとうございました。

まず順次、消防職員のハラスメント対策についてですけれども、外部相談窓口も紹介しながら対応しているというところで、やっぱり内部だけでは相談しにくいところもあるかと思っておりますので、そちらのほうは職員に対しては十分周知していただきたいという要望をさせていただきます。

あと、免許取得についてですけれども、9種類は公費全額を負担という答弁でした。そして、あと大型自動車免許についても今後取得に向けて検討してまいりたいというご答弁でしたので、なかなか大型免許を取る機会もないと思いますし、また消防退職されてから活用する場面がある人もない人もあるかと思っておりますけれども、それでも免許が必要であれば、業務上やっぱり必要なのかなと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

あと、消防団員に対する支援についても、こちらは総務省のほうで交付税措置されるというものだったと思うのですけれども、ぜひとも交付税措置されるということも念頭

に置きながら、何とか進めていただきたいなど。人数としては15名ほどですか、単純な人数としては。やっぱりそういう環境を整えておくことが大事なかなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

あとは、救急車の搬送です。昨年だけで3,100件ほどに対して360件という出動があったということで、そのうちの7%は中央病院からの転送だという答弁でしたけれども、結構あるのかなという感じがしていました。こちらのほうも、中央病院との協議を進めているということでしたので、先ほども申しましたけれども、救える命を救えなかったということがないように、ぜひともお願いしたいなと思っております。

あと、日勤救急体制の整備については、いろんな事情もやっぱり消防は消防であると思いますので、その時々を酌み取って調査研究していただきたいなと思っております。

次に、再質問に入りますが、ごみのほうでございます。指定のごみ袋です。廃止は考えていないという答弁でしたけれども、燃えるごみの日、西地区だと月曜日と木曜日、週2回あるのですけれども、ごみ袋に入れなくても、例えばスーパーで買物をしてきたレジ袋のまま、燃えるごみについてはいいよとか、そういう併用する考えはございませんでしょうか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問についてお答えいたします。

スーパー等のレジ袋を使って、燃えるごみを収集場所に排出した場合、当組合管内からの排出ごみであることが確認できず、管外と隣接する構成市町村においては、他区域のごみが管内に持ち込まれることにより、ごみ処理量の増加が考えられます。また、レジ袋は記入欄もないため、異物混入等の警告シールが貼られても排出者が特定できず、収集場所に長期間滞留し、不衛生な状態になると考えられることから、レジ袋を使っての燃えるごみの排出は現段階では導入する考えはございません。

以上です。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 誰が持ち込んだか分からないという答弁でしたけれども、その話をすると、へ理屈と言われればそうなのですからけれども、ほかの隣の町村の市民が十和田市の指定のごみ袋を使って十和田市のごみ収集の籠に入れても、それは誰が持ち込んだか分からないという原理になるので、内容は分かりました。答弁としては、どうなのかというふうな率直な感想です。これは、そういう答弁でしたので、一言申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

これまで小山田市長には、4期16年という長きにわたって、私個人としても市の職員時代からいろいろ大変お世話になりました。これからも当組合の発展にお力添えをいただければありがたいなと思っております。

まとまりのない質問になりましたけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川洋平） 以上で太田正幸議員の質問を終わります。

次に、14番戸来伝議員。

○14番（戸来 伝） 私たちの十和田地域広域事務組合は、十和田市、旧十和田湖町、

六戸町による十和田地区消防事務組合を母体とし、昭和47年から始まる長い歴史を持ちます。今は、十和田市、六戸町、五戸町、おいらせ町、そして新郷村の1市3町1村が連携し、単独では難しい公益性の高い事業を協力しながら行っております。

我が広域事務組合の事業は、消防、給食、清掃、衛生、火葬と手広く、運営には困難がつきまっておりますが、そのため私たち議員は住民から負託され、それぞれの住民の生活向上のために議会に出向き、事業を見届けております。今日は、年に1度の決算認定議会です。たくさんある課題の中から3つを取り上げます。

まず、十和田最終処分場についてです。私たちは、生きるために地球環境を生かし、様々な知恵を働かせています。かつてはそこにあるものを利用し、利用したものは姿を変え、地球に戻りました。地球にある資源をそのまま利用するうち、別のものに加工するようになります。そのほとんどは、使用後にごみとなります。まずは、リサイクルやリユースをしますが、再利用しても燃やしてもどうしても残ります。それをあちこちに放置するのではなく、私たちは害がないように手を加え、量を減らした上で埋立てします。その場所が廃棄物の最終処分場です。切田の西大沼平にある十和田最終処分場です。

埋立ては1984年、昭和59年に始まり、2017年、平成28年に終わっています。埋立て面積は約3万4,000平方メートルで、埋立て容量は約36万8,000立方メートルです。現在は、令和14年3月までになっています。最終処分場が満杯になったことで持込みは終了していますが、管理は残ります。ざっくり言うと1.5メートル土を盛りますが、流れ出る水をどうする、ガスをどうする、様々な課題があります。事業管理者は、当然この現場を見て状況を把握していることと思います。

そこで、お聞きをします。最終処分場の現況について教えてください。これからの最終処分やごみ減量についても、考えをお聞かせください。

次は、六戸衛生センターについてです。し尿の処理施設として活躍してきた六戸衛生センターは、供用開始から30年以上経過したことから、3年前、相坂下タ川原の下水処理場の敷地内に下水処理センターを建設しました。これにより六戸衛生センターは不要となりましたが、その後どういう状況にあるのでしょうか。建物の解体や敷地の売却など、いろいろな後始末が考えられますが、私たちにプランが示されておられません。小山田管理者のビジョンを示していただきたいと思います。

3つ目は、時間外勤務と働き方改革です。この問題は、かれこれ何年か前から山田洋子議員や私に取り上げてきました。答弁は、のらりくらりとしたもので、はぐらかされたようなものでしたし、肝心な部分については資料がないとし、事務のプロと思えない場面もありました。そうこうしているうちに、当事者である職員は異動になりましたし、ここでの問題は、1つは職員本人の労働意欲と能力です。1つは、管理の仕組みと管理者の能力です。1つは、市役所から遠く離れた伝法寺の職場風土というか、労働環境です。

そこで、お聞きをいたします。これまで取り上げた時間外勤務問題は、その後どのように精査し、何が明らかになりましたか。長時間の時間外勤務を行った職員は、その後、勤務状況は改善しましたか。時間外勤務の指示や命令や復命は、中身が伴うようになりましたか。勤務の実情を知らない市民が夜間や休日の明かりを外から見て、疑問を抱く

ようなことはなくなりましたか。労働環境の改善に対する小山田管理者の実績と熱い意欲をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（小川洋平） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 戸来議員のご質問にお答えいたします。

私からは、十和田最終処分場の現状についてお答えいたします。十和田市切田西大沼平にあります十和田最終処分場は、平成28年度に埋立て期間延長の申請を行い、許可期間の終了は令和14年3月末となっております。埋立て容量は36万8,000立方メートルに対し、残余容量1万3,651立方メートルとなっておりますが、令和3年度以降は埋立てを行っておらず、今後も埋立てを行う予定もないことから、来年度から廃止に向けた所定の手続に着手したいと考えております。

なお、定期的に水質等の検査を行っており、今のところ特に問題はございません。また、ごみの減量につきましては、構成市町村に協力を依頼しているところでございます。

その他の質問については、事務局長から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） 旧六戸衛生センターの今後についてのご質問にお答えいたします。

旧六戸衛生センターは、令和3年3月31日の閉鎖後、敷地内の草刈りや定期的な巡回を行うなど、適切な管理に努めております。今後につきましては、毎年開催している構成市町村担当課長会議で利活用の要望調査や提案等についての情報提供の依頼を続けている状況ですが、現在のところ利活用についての具体的な情報はありません。

また、先月民間企業から倉庫として利用したいとの照会があり、施設を案内しましたが、具体的な進展には至っておりません。建物の構造上、利用用途に限られることから、このような状況が続けば、解体も視野に入れ、利活用と併せて引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、職員の時間外勤務の実態についてのご質問にお答えいたします。これまでの時間外勤務の問題につきましては、精査を行い、入退室の警備記録と時間外勤務復命書と再度確認した結果、間違いはございませんでした。長時間の時間外勤務につきましては、令和4年度までの事務の効率化を進めるため、給与支給事務を効率化するサブシステムとマニュアルの作成効果もあり、かなり縮減が達成されております。したがって、夜間遅くまでの時間外勤務と休日の時間外勤務はほとんどなくなった状況となっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 市長が答弁の中で、最終処分場、令和3年からはないと言いましたが、事務方の中で、最初生ごみを持って行って埋めたのはいつでしたか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和2年度のことでございました。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 令和2年のときは、山田洋子議員が当時の質問をして、私も現場に行ってみたのですが、その際は令和何年までどうのこうのというので貼り紙をして、今の14年ということになっていましたが、今日私行ってみたら、ちゃんと令和14年3月までと書いているのですが、それは最終処分地の日程だと思って解釈しますが、先ほど管理者は最終処分地で……私は、例えば埋め戻しする、覆土をかけて最終処分場で分からないようにするというふうに解釈したのですが、そのことで間違いはないか、答弁をお願いします。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

管理者答弁のとおり、これから廃止に向かって事務を進めて考えていきたいと思っております。その際、覆土も考えております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今日たまたま朝行ってみたら、そこを管理している県南清掃かな、その人がいたものだから、ずっと下のほうまで行って、水を流しているところまで行ってみたのです。私が行ってみた段階では、汚水のようなのは見えなかったのですが、ちょっと聞いたら、もうそういうふうなのは流れていないと言うのです。そうしたときには、覆土しても私はもう一向に差し支えないと思うのですが、1メートル以上の覆土をするとしたら、どれくらいの金が必要だと思いますか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

大変申し訳ありませんが、覆土に関しての費用は把握しておりません。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 低い土地に覆土するのです、1メートル以上。そして、周りは山間部だといっても、土の搬入というのは難しいような地形なのです。やっぱり最終処分地で、令和14年まで時間があるからではなくて、先ほど管理者が16年もやってきていて、そういうふうな明確な答弁もなく、今現在それをどれぐらいかかるか積算もしていないというような話は、私はないと思うのです。一切そういうふうな計算もしたことないですか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの管理者答弁にありますとおり、来年度以降、廃止に向けて事務を進めていく。その上で、調査、覆土の費用とか、それぞれの費用算定も併せて行うこととしております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 来年度以降というと、私らもまだいるわけだから、ちゃんとお示

しをしてください。お願いします。

そうしたら次に、六戸にある衛生センターのし尿の関係なのですが、前にもあそこを利用者に貸すというふうな話もあって、先ほどの答弁の中でもあったけれども、難しいような話ししていた。あの建物をあのまま残しておくというのは、私はいかななものかと思うのです。やっぱり解体をしてですね。何やら昔の話を聞けば、汚泥、汚物かな。そういうふうなのに土をかけて埋めた状態になっているというような話も聞くのです。解体すれば、やっぱりその撤去もしなければいけないのです。そうなったときに、どれぐらいの費用がかかると思いますか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点では、約6億くらいという概算が出ております。しかしながら、まだ管理棟部分である事務室等は利用できる状態となっております。今すぐ解体ということもありますが、まだまだもう少し利活用も考えてみたいと考えています。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、事務室がまだ利用できるような状態と、あんだ、そこに行って働く。そういうことではないだろう。誰も今いないのだもの、解体するなら解体することで、もうそれを前に進めたらいいでしょう。六戸の副管理者、あんだ、あそこにあのまま置いていいと思っていますか。

○議長（小川洋平） 佐藤副管理者。

○副管理者（佐藤陽大） 周辺には、住宅がございません。町民の中からも、それに対する意見を私は伺ったことがないので、今の現状がどうなっているか、私も実はそこに行ったこともありません。お恥ずかしい話なのですが、そういう状況から、私も一度見に行って、その周りの環境とか状況を十分把握した上でお答えをしたいなと思いますので、しばし時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今答弁いただきました。私も夜通ったときに、たまに明かりがついているのを見たことあるのです。あれ、誰かいるのかなと思うのですが、ほとんど明かりついていないでしょう。私、別なところ見ているか分からないけれども、ついているときもあったのです。でも、さっき6億かかるというと、十和田市がやっぱり6割ぐらい払うのかな、6割ぐらい十和田市が払うと思うのですが、そういう体制で、せっかく下水道のほうに処理施設ができたわけだから、不要なものはやっぱり壊さなければいけないと思うのです。そういうふうなのに早く努めてください。お願いをしておきます。

あと、時間外の問題なのですが、いろいろ精査したけれども、何も問題ないということですが、局長、もう一回答弁してください。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでの時間外勤務の問題につきましては精査を行い、入退室の警備記録と時間外勤務復命書を再度確認した結果、間違いはございませんでした。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長は、ちゃんと精査したかどうか分からないけれども、私は問題があると見ているのです。それで、当時の山田議員が質問して、私も2回ほど質問しました。今あえて再度取り上げたというのは、あなた方からもらった当事者の勤務記録、そして警備保障の、いわゆるちゃんと戸締まりしたときの時間帯を見たら、全然違うのです。あんたたちが私の質問に対して、当時そういうふうにして時間遅くなったときもあるという答弁をしていましたが、そうしたら警備保障の人は毎回、土日、祭日は夜の9時、10時に行って確認をしているということなのですか。その人は、私がもらったあれには8時から5時まで仕事したことになっている。そういうふうな違いがあるのは、精査して間違いはないという答弁なのですか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

時間外勤務は、1人で行っている場合と複数人で行っている場合がございます。どのような内容のほうから間違いがあって合わないのか、ちょっと私は理解できませんが、入退室記録というのは、一番最初の人が開錠して入った、最後の人が施錠して出たというところがございますので、間に何人かが挟まっているという場合もございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、あなた、こっちに来て何年ですか。

○事務局長（白山利明） 4年目です。

○14番（戸来 伝） 前の中屋敷局長から替わったよな、たしか。

○事務局長（白山利明） はい。

○14番（戸来 伝） 4年もいて、今のような答弁するというのは、私ちょっとおかしいと思うのです。私は、土日、祭日の時間外の話しているの。それに1人がいて、その時間までいるのに、複数がいて誰がどう入っているかどうかのこうのと、あんた答弁したよね、今。間違いはないの。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、休日の時間外勤務は1人で行っているとは限りません。2人で休日勤務を行っている場合もございます。帰る時間か業務を始める時間が同じとも限りません。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、休日勤務、見ている人が言っているのは1人なのだよ、1人。いつのときに2人いたかというの、あんた、私に示せるか。そして、夜、明かりついているのを見ている人も1人いたと言うのだよ。どこの日にちに、時間に、2人いたとか複数がいたとかと、あんた言えるの。間違いは間違いで正して、やっぱりそれを私がこれで質問した、ちゃんと精査したら、こういうことがあった、ああいうことがあったという答弁でできればいいのだ、間違いをそのまましゃべらないで。その辺はどうです

か。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどと同じように、1人で休日勤務をする場合もございますし、複数人で休日勤務をする場合もございます。1人だけというのは、全てではないかと思います。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 監査委員、あんたは休日の時間外も監査する立場にありますよね。私が言っているのが間違いか、局長が言っているのが間違いか、ちゃんと精査して、この議会等で報告する気ありますか。

○議長（小川洋平） 久保代表監査。

○監査委員（久保光造） ご質問にお答えいたします。

決算審査において、時間外勤務については、実績に基づいて支給されているか、あるいは決算書の決済が適切に行われているか、時間外勤務命令簿、復命簿で確認を行っております。したがって、その確認の上で、特に問題はないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 私がいろいろ書類まで提出してもらったので、警備保障の関係からももらっているのです。でも、その中で、やっぱり全部違いがあるのです。管理者、今あんた16年間で、そういうふうなのを残したまま退職するというのも何だかと思うのです。やっぱりそう思うのです。だから、ちゃんと職員にでも、あるいは特別の関係でもつくって、それらを精査したほうがいいと思うの。やっぱり間違いをそのまま残したまま、私は終えられるというのはおかしいと思うよ。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（小川洋平） 以上で戸来伝議員の質問を終わります。

次に、7番氣田量子議員。

○7番（氣田量子） 皆様、こんにちは。7番、十和田市議会選出、公明党の氣田量子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

私からは、1点質問いたします。消防行政について、消防署へのドローン導入の必要性和操縦士養成について。近年、自然災害や火災、救助活動において、ドローンの活用が進んでいます。特に災害現場や、人が立ち入れない危険区域での情報収集において、ドローンは非常に有用なツールとなっております。十和田市とその周辺地域においても、山岳地帯や森林地域、そして豪雨や土砂災害の発生可能性が高いエリアが多くあります。そこで、十和田広域事務組合消防署において、ドローンの導入と、それを運用するための操縦士養成の必要について検討を提案いたします。

まず、ドローン導入の最大のメリットは、迅速な情報収集能力にあります。例えば大規模な火災や災害が発生した際に、地上から確認できない被害状況、危険箇所を上空から把握することが可能です。火災の場合、煙が発生している場所の真上から熱源を確認

することで、火の進行方向や延焼のリスクをいち早く察知できます。これは、消防隊員の安全確保にもつながり、迅速かつ的確な消火活動や避難指示を可能にします。

また、災害救助においても、ドローンは重要な役割を果たします。十和田広域地域は、山岳地帯も多く、登山者やハイカー、山菜やキノコ取りの方などが事故に巻き込まれるリスクがあります。ドローンを活用することで、広範囲の搜索が迅速に行え、従来の搜索手法に比べて効率的に要救助者の位置を特定することができます。さらに、ドローンに赤外線カメラや夜間撮影機能を搭載することで、夜間や視界の悪い状況でも救助活動を進めることが可能となります。

操縦士の養成について、ドローンを導入するに当たり、操作に精通した操縦士の養成が欠かせません。ドローンの運用には、高い技術が要求され、さらに災害現場での調査となると、迅速な判断力や緊急時の対応力も求められます。そのため、十和田広域事務組合消防署内で専門的な訓練を受けた操縦士を養成する必要があります。具体的には、ドローン操作に関する法令の理解と、消防や災害救助現場での応用技術の習得が必要です。また、継続的なトレーニングのために、定期的な訓練計画の立案や、他の消防署との合同訓練も考慮すべきです。これにより緊急時に即応できるチームの構築が可能となり、実際の災害現場でのドローンの有効活用が期待されます。

最後に、ドローン導入のための初期投資、また維持費用が過大となることも認識しております。しかし、災害対応力の向上や市民の安全確保という観点から、この効果は十分に期待できると考えます。国や県からの補助金や支援策の利用、財政面での工夫を行いながら、導入を進めることが可能です。したがって、消防署におけるドローンの導入と操縦士養成について、ぜひご検討いただき、具体的な導入計画を策定いただくよう、お願いいたします。

以上で壇上からの質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小川洋平） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 氣田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、ドローン導入の必要性、そして操縦士の養成についてお答えいたします。ドローンについては、近年発生している大規模地震や豪雨災害等により、全国の消防本部へ導入が進んでおり、総務省消防庁が公表している令和5年4月1日現在の導入率は66.3%、約3分の2が導入しております。また、県内では、当組合を除く10消防本部のうち、6消防本部が導入または導入を予定している、そういった状況であります。

当組合では、平成30年に民間団体との間で消防活動における無人航空機による協力活動に関する協定を締結し、令和4年には当市法量の夏間沢地区で発生した大規模林野火災において活動していただいております。また、この民間団体は、所有するドローンの機種も多く、台数も多い。そしてまた、いわゆる操縦士というのですか、そういった方が10名以上いらっしゃるということで、非常に高度な技術を持ち合わせた操縦士もいることから、いろいろな場面で活動が可能となり、各種防災訓練等に参加していただいております。

以上のことから、消防活動におけるドローンの有効性については認識をしておりますが、今後の導入につきましては先進事例を調査研究し、協定団体との連携を維持しながら検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

なお、操縦士の養成につきましては、ドローンを導入した際の活動方針や部隊の配置方法、また必要な人員や経費等を総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ご答弁ありがとうございました。ドローン導入、ご検討いただけるとの答弁、ありがとうございます。

ただ、県内10消防本部中、6消防本部導入または導入予定とのこと、十和田地域広域組合消防本部の取組が県内の中でも遅れているのではないかなということがとても残念でなりません。

また、操縦士養成についても、基本的に日頃から訓練ができて、いざというときに対応可能なのは、民間ではなくて、やはり消防隊員だと思います。民間と協定があったとしても、いつでも出動できるか保証がない今の現状だと思っております。操縦士養成についても、検討していただけるとの答弁でした。早期の導入、さらに要望をいたします。

そこで、答弁にありました協定を締結している民間団体との災害活動をした場合の報酬体系について、お答えできる範囲で構いませんので、お願いいたします。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

協定を締結している民間団体が災害活動した場合の報酬につきましては、消防活動における無人航空機による協力に関する協定に基づきまして、依頼した活動内容に応じて算出をいたします。基本的には、国土交通省で示しております設計業務委託等技術者単価に基づく撮影士と撮影助手の人件費及び現場までの往復分の車賃を合わせた額としております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ありがとうございます。今ちょっと気がかりなことがあったのですが、1つ質問してもよろしいでしょうか。

撮影士と撮影助手の人件費と現場までの往復の車賃とあるのですが、民間の方がお持ちのドローン自体を運んでくるわけではないですか。そういったドローンに関する手当というか、報酬というか、そういうのではないのでしょうか。すみません。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

ドローンを使うことについての料金といいますか、そういったことだと思いますが、今の協定に基づく算出方法といたしましては、さっき申し上げました国土交通省で示しております日額の単価、ドローン使用料も含めての考え方として考えておりますが、この活動内容によりましては別途料金を追加するということも当然あり得ると思います。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） 理解いたしました。しっかりと報酬が算出されているとのことですので、安心いたしました。ありがとうございます。

最後に、ドローン導入、操縦士の養成、今までの協定団体との連携もそのまま引き続

き維持しながら、ドローン導入早期の実現をお願いいたしまして、質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（小川洋平） 以上で氣田量子議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 3 6 分 休憩

午後 4 時 3 9 分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について～日程第 2 5 同意第 1 号 十和田地域
広域事務組合教育委員会委員の任命について

○議長（小川洋平） 日程第 6、認定第 1 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 2 5、同意第 1 号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてまでの認定 8 件、報告 1 件、議案 1 0 件、同意 1 件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 令和 6 年第 2 回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案についてその概要をご説明申し上げます。

認定第 1 号の令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 7, 7 6 6 万 4, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 7, 7 7 0 万 2, 7 3 7 円、歳出決算額 6, 6 8 3 万 8, 7 2 0 円で、歳入歳出差引額の 1, 0 8 6 万 4, 0 1 7 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 2 号の令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 1 7 億 2, 0 6 6 万 1, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 1 7 億 2, 2 0 3 万 3, 6 3 8 円、歳出決算額 1 6 億 7, 0 5 0 万 1, 7 4 7 円で、歳入歳出差引額の 5, 1 5 3 万 1, 8 9 1 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 3 号の令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 6 億 1, 8 8 0 万円に対し、歳入決算額 6 億 6 3 9 万 1, 2 8 0 円、歳出決算額 5 億 7, 9 7 9 万 3, 4 9 5 円で、歳入歳出差引額の 2, 6 5 9 万 7, 7 8 5 円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第 4 号の令和 5 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額 1 3 億 1, 7 0 8 万 3, 0 0 0 円に対し、歳入決算額 1 3 億 3, 7 9 7 万 2, 6 4 9 円、歳出決算額 1 1 億 9, 3 0 0 万 8, 9 1 1 円で、歳入歳出差引額の 1 億 4, 4 9 6 万 3, 7 3 8 円は翌年度へ繰り越すことになりま

した。

認定第5号の令和5年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額9,724万4,000円に対し、歳入決算額9,723万5,976円、歳出決算額9,095万4,848円で、歳入歳出差引額の628万1,128円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第6号の令和5年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額6,428万8,000円に対し、歳入決算額6,566万7,728円、歳出決算額6,260万5,403円で、歳入歳出差引額の306万2,325円は翌年度に繰り越すことになりました。

認定第7号の令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額1億882万6,000円に対し、歳入決算額1億887万3,207円、歳出決算額9,528万2,943円で、歳入歳出差引額の1,359万264円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第8号の令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額3億3,441万6,000円に対し、歳入決算額3億3,441万6,405円、歳出決算額3億2,460万2,401円で、歳入歳出差引額の981万4,004円は翌年度へ繰り越すことになりました。

報告第2号の救急活動中の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分は、令和6年8月8日に発生した救急活動中の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定をしたものであります。

議案第18号から議案第25号までの令和6年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算については、令和5年度の決算に伴う繰越金を計上し、基金の積立て及び市町村負担金等を減額したほか、所要額を計上したものであります。

議案第18号の令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算第1号について申し上げます。今回の補正は、歳入の組替えをいたしました。

議案第19号の令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算第1号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,342万6,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は18億4,298万1,000円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てを追加したものであります。債務負担行為の補正については、救助工作車更新事業の見込額を計上いたしました。

議案第20号の令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算第2号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,094万5,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は6億484万3,000円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てを追加したものであります。

議案第21号の令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算第1号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,249万6,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は13億2,938万3,000円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てを追加したものであります。

議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号及び議案第 25 号の令和 6 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計、令和 6 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計、令和 6 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計及び令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計の各補正予算（第 1 号）については、歳入の組替えをいたしました。

議案第 26 号の青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、構成団体である西北五環境整備事務組合が令和 7 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について協議するためのものです。

議案第 27 号の青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については、西北五環境整備事務組合が令和 7 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について協議するためのものです。

同意第 1 号の十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命については、令和 6 年 1 月 26 日をもって任期満了となる十和田地域広域事務組合教育委員会委員、深瀬郁子氏の後任として小笠原拓司氏を任命するためのものです。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小川洋平） 次に、認定第 1 号から認定第 8 号までの令和 5 年度各会計歳入歳出決算について、監査委員より決算審査の意見を求めます。

久保監査委員。

○監査委員（久保光造） 認定第 1 号から認定第 8 号までの令和 5 年度十和田地域広域事務組合の一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見をご報告申し上げます。

審査の対象は、令和 5 年度十和田地域広域事務組合の一般会計、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、衛生特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の 8 会計でございます。

審査の期間は、令和 6 年 8 月 20 日から令和 6 年 10 月 9 日までであり、審査に当たっては各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

その概要及び意見については次のとおりでございます。決算審査意見書の 3 ページをお開きください。令和 5 年度一般会計の決算額は、歳入は 7, 770 万 2, 737 円、歳出が 6, 683 万 8, 720 円で、前年度に比べて歳入は 2. 9 % 増加、歳出は 2. 0 % 減少しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の 1, 086 万 4, 017 円となっております。

また、特別会計の決算額は、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、衛生特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業会計及び消防通信指令事務協議会特別会計7会計の合計で、歳入は42億7,259万883円、歳出が40億1,674万9,748円で、前年度に比べて歳入は15.6%、歳出は12.6%とそれぞれ増加しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の2億5,584万1,135円となっております。

なお、当年度末における基金の現在高は、消防施設整備基金が4,891万680円、学校給食センター厨房設備整備基金が1,655万489円、清掃事務財政調整基金が4,753万631円となっており、前年度末に比べて合計額で1,281万6,992円の増となっております。

また、地方債の当年度末における現在高は、消防特別会計、衛生特別会計の2会計で合わせて22億3,721万7,576円となっており、前年度末に比べて1億1,570万3,108円の減となっております。

以上のように、令和5年度各会計における決算の収支状況は、実質収支及び実質単年度収支ともに黒字となっており、限られた財源の中で効率的かつ適正に業務が執行され、健全な財政運営がされているものと認められました。

当組合が所管する業務は、圏域住民の生活に密着した重要な役割を担っており、経済性、効率性、有効性、透明性に留意した適正な事務運営が望まれます。そのためには、決算の状況分析を正しく行い、予算への確に反映させること、圏域事業の現状や社会経済情勢の変化に対応した事業計画の定期的な見直しが重要となります。引き続き構成市町村との連携を密に図りながら、圏域住民が安心して快適に生活できる環境づくりに向けて一層努力されるよう望むものであります。

以上、令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計、特別会計の決算審査意見をご報告申し上げます。

○議長（小川洋平） 以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

日程第6 認定第1号 令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計 歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） これより議案の審議に入ります。

日程第6、認定第1号 令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

日程第7 認定第2号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長(小川洋平) 日程第7、認定第2号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決定をいたしました。

日程第8 認定第3号 令和5年度十和田地域広域事務組合学校給食
特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(小川洋平) 日程第8、認定第3号 令和5年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定することに決定をいたしました。

日程第9 認定第4号 令和5年度十和田地域広域事務組合清掃特別

会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第9、認定第4号 令和5年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

太田議員。

○1番（太田正幸） 主要事業の成果報告書の2ページで、決算書の48ページの循環型社会形成推進地域計画策定業務委託でございます。予算額394万で決算額86万、300万ほど開きがあるのですけれども、こちらの詳細なご説明をお願いしたいなと思います。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問についてお答えいたします。

予算額につきまして、これは積算に基づいて予算を計上したものであり、入札を行ったところ、落札額がこのようになったという状況でございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 落札額とかなり開きがあるなと思ってしまして、例えば仕様の目的といいましょうか、目的とする成果物が得られたという解釈をしてよろしいのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（小川洋平） 白山事務部長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

成果物は、問題ございませんでした。

以上です。

○議長（小川洋平） 工藤議員。

○13番（工藤正廣） 成果書の2ページなのだけれども、ここの明細の中に、例えばごみ処理施設維持管理業務委託、これは4年、5年に比べると、まずここで1,397トンの減、そして次の項目に焼却灰・飛灰セメント業務委託、これも1,470トン減なのです。次の焼却灰埋立処分業務委託とあるのですけれども、これは946トンの増となっているのだけれども、この数字の整合性について聞きたいのです。

恐らくごみの減量だとか、それから人口減少があって減っているのと、いろんなものがこの数字に出ているのだらうと思うのですけれども、取りあえず数字の下がっている理由をちょっとお知らせください。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

簡単にご説明申し上げますと、焼却灰・飛灰セメント原料化業務委託、これにつきまして、業者のほうから業者の施設が古くなったということで、定期点検とか修繕をしなければならないので、その期間は受け入れられないという連絡がございました。うちのほうも持っていくところがないため、それをそのまま埋立て処分のほうに回したと、これが大きな理由でございます。ただ、その年その年で焼却灰等の量が変わりますから、完全な整合にはなりません、大きな理由としてはそういうことになっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 工藤議員。

○13番（工藤正廣） 今の理由だと、相手方の処分業者の都合でこうなっているということなのですけども、ごみとかいろんな減量化を図っていますので、相当これは減っていないかなければならないのだろうと思っておりましたけれども。

次に、焼却灰埋立処分業務委託と、この中に先ほど戸来議員が最終処分場の話で大沼平のお話ししましたけれども、非常に残念でありますけれども、この文章の中に民間の最終処分場へ埋立て処分することを業務委託したと、その量が946トン増えていると、これはどこの誰なのか、ちょっとその中身をお知らせください。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

埋立て処分の業者というところでよろしいでしょうか。

○13番（工藤正廣） ここに業者委託と書いているよ。民間に。

○事務局長（白山利明） はい。三戸に埋立て処分場を持っている業者へ委託いたしました。

以上です。

○議長（小川洋平） 工藤議員。

○13番（工藤正廣） 今まで聞いたことないね。初めてだね。もともと五戸で持っている昔からの最終処分場があるのだけれども、あそこについてはまだ多少余裕があるということを入れてあったんだけどね。で、私、疑問に思うのはね、今三戸と言いましたよね。それは経営者が誰なのか、正式に埋立て処分場として資格を持っている方なのか、それを確認してそこへお願いしたのか、これをちょっとお知らせください。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

五戸の最終処分場にも残渣等を毎年埋立てしており、焼却灰につきましては数年前から三戸の業者のほうを利用して埋立てしております。

○13番（工藤正廣） 誰、名前も言って。どういう業者なのか教えてください。ちょっと暫時休憩だ。

○議長（小川洋平） 暫時休憩いたします。

午後5時05分 休憩

午後5時07分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問についてお答えいたします。

業者につきましては、ちゃんと許可を取った正式な業者となっております。

○13番（工藤正廣） 名前と言ったべ。どこの業者だ。

○事務局長（白山利明） ウィズウエストという業者でございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今の工藤議員のものに対して、また質問したいと思いますが、先ほど局長が数年前からと言いました。数年前から十和田市は、一回もそういう話聞いたことありません。議案にあるのは、セメント会社に提供するというのは聞いているけれども、民間の三戸の会社に数年前からやっているというのは一切聞いたことありません。管理者、これ、あんた分かっていたのか。

○議長（小川洋平） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 一時セメント工場のほうに搬出ができない、そういう場合もありました。ただ、民間の業者は私も初めてです。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今管理者は、民間にやったのは私は分からないと。私は、そういうトンバックみたいなものに入れて、あそこに堆積しているというのは聞いたこともあるし、見たこともあるけれども、今局長が言った数年前から民間にやっているというのを管理者が分からないとなれば、事務方は勝手にやっているということか。私ら議会では、これ承知していないのですよ。

○議長（小川洋平） 副管理者。

○副管理者（北館康宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど管理者がお話ししましたように、焼却灰のいわゆるリサイクルという観点から、八戸のほうの工場で焼却灰のリサイクルをお願いしておりましたが、八戸の業者のほうから、いわゆる品質の問題がございまして、受入れができない、そういったことの要請もございまして、セメント化できないものについては基本的には埋立て処分になるのですが、当初、五戸の第2処分場もございしますが、そちらのほうの延命というようなことも考え合わせまして、セメント化できないものだけを三戸の許認可を受けた業者のほうの処分場で埋立て処分をしているものでございまして、それについては事務局から私のほうには説明があつてございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 副管理者、あなたの説明は分かる。それは、我々議会にいろんな形で答弁したり、知らしめていたのは分かります。品質が悪くて相手が受けられないというのは前にも言っています、それは分かります。しかし、局長がさっき言ったことと全然違うでしょう、答弁が。違うでしょう。相手が受け入れないと言ったでしょう。全然問題違うでしょう。何でそういうふうな意思の疎通のない答弁するものか。管理者は、これしっかりしなければ駄目だと思う。私は、今副管理者のしゃべっていることは理解しています、前から。ところが、今事務局長が言っていることは、全然、的を射ない話なのです。

○議長（小川洋平） 答弁は。

白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

私は、先ほど業者のほうの設備不良のために、修繕のために受け入れられない。これ

も本当でございますし、先ほど副管理者のおっしゃった品質がよくないから受け入れられない、この２つの理由がありまして民間のほうに処分しているというところでございます。

以上です。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第４号は認定することに決定いたしました。

日程第１０ 認定第５号 令和５年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第１０、認定第５号 令和５年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第５号は認定することに決定いたしました。

日程第１１ 認定第６号 令和５年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第１１、認定第６号 令和５年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

日程第12 認定第7号 令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第12、認定第7号 令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今日この正誤表を配付されました。三角がついているのを、2週間もたってから今日正誤表をよこすということはいかがなものかと思うのですが、議案書の三角はどういうことでしたのですか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

決算資料作成の中で、間違いが出てきたものでございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 間違いが出てきたものと言ったら、議案配付した次の日からでもちゃんと精査をして、そのとき我々議員に差し替えるのが筋ではありませんか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

大変申し訳なく思っております。今後このような直前の訂正はないようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 監査委員、こういうふうな間違いあった議案書をあなたは見て、何も問題ないというさっきの話ですが、これでよろしいですか。

○議長（小川洋平） 久保代表監査委員。

○監査委員（久保光造） ご質問にお答えいたします。

誤りとしては、あってはならないものだと思いますが、これは再発をしないということで答弁もありましたので、そういうことで気をつけていただきたいということです。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

日程第13 認定第8号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第13、認定第8号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

太田議員。

○1番（太田正幸） 成果報告書の4ページ下段、そして決算書の79ページからになりますけれども、決算を見ると指令施設及びデジタル無線施設保守点検業務、そして指令センター設備部分更新業務とございまして、消防通信指令事務協議会共通管理費から十和田地域広域事務組合、三沢市、北部上北、中部上北と同じ業務が続いております。それぞれ契約したのか、それとも一括で契約してあるのか。というのは、経費削減の部分で、どのような契約となったのか、まずお聞かせください。

○議長（小川洋平） はい、どうぞ。

○通信指令課長（山田隆行） ただいまのご質問にお答えいたします。

一括で契約しております。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 5年度にこのように更新業務をして、耐用年数といいたしでしょうか、次の更新期は何年後になる見込みなのかというところをお願いします。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

次回の更新期につきましては、今のシステムが平成28年度から運用しておりまして、今年度で9年目を迎えておりますが、昨年度8年目を迎えての一部更新を実施いたしました。当初、平成28年の運用開始の時点では、今後10年、できれば11年とか12年ぐらい運用しまして全更新という考え方で計画をしておりましたが、パソコン関係の部分ですとか、そういった精密機械の部分がやはり10年もたない部分とかもございまして、昨年度、部分更新ということで最低限の更新をしたわけでございますが、これまた国のほうで推進しております消防広域化、もしくは通信の共同運用というのも非常に強く推進を求められておりまして、今県主導で消防の広域化、もしくは共同運用というところをやっている関係もございまして、そちらのタイミングも見ながら、例えば今5

億円かけて全更新して、1年、2年かけて共同運用、県一本でやるからとなると、非常に経費が無駄になるということもございまして、その辺も踏まえての更新計画になりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 最後、要望ですけれども、更新期が見込めない現状は重々理解します。といっても予算が伴うものですので、予算平準化とか、経費節減に向けて努力されますよう、予算ありきではないのですけれども、その辺は重々認識の上で進めていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第14 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（小川洋平） 日程第14、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

以上で報告第2号は報告済みといたします。

日程第15 議案第18号 令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（小川洋平） 日程第15、議案第18号 令和6年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算第1号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防
特別会計補正予算（第1号）

○議長（小川洋平） 日程第16、議案第19号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算第1号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 令和6年度十和田地域広域事務組合学校
給食特別会計補正予算（第2号）

○議長（小川洋平） 日程第17、議案第20号 令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算第2号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

戸来議員。

○14番（戸来 伝） これも正誤表、間違いをこういうふうに直してくれということなのです。これは、18ページのことなのです。ところが、次の20ページは、ちゃんと当たり前の字句で提案されている。こういうのを見て、ちょっとたるんでいるのではないのかなという気がしてならないのです。事務方は、議案書だから、間違いは訂正すればいいやではなくて、同じ字句を、この20ページに書かれているのが正しいとすれば、やっぱりその前の18ページもちゃんと整合性を確認して、議案を提出しなければはいけないと思うのですが、この辺はどうかというふうな扱いなのですか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

誠にそのとおりだと思って反省しております。

以上です。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 令和6年度十和田地域広域事務組合清掃
特別会計補正予算（第1号）

○議長（小川洋平） 日程第18、議案第21号 令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算第1号とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 令和6年度十和田地域広域事務組合衛生
特別会計補正予算（第1号）

○議長（小川洋平） 日程第19、議案第22号 令和6年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算第1号議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

日程第２０ 議案第２３号 令和６年度十和田地域広域事務組合火葬
特別会計補正予算（第１号）

○議長（小川洋平） 日程第２０、議案第２３号 令和６年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算第１号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

日程第２１ 議案第２４号 令和６年度十和田地域広域事務組合十和
田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（小川洋平） 日程第２１、議案第２４号 令和６年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算第１号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 2 5 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防
通信指令事務協議会特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（小川洋平） 日程第 2 2、議案第 2 5 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 6 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（小川洋平） 日程第 2 3、議案第 2 6 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 7 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織す

る地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（小川洋平） 日程第24、議案第27号 青森県市町村職員退職手当組合理約を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第25 同意第1号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

○議長（小川洋平） 日程第25号、同意第1号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

閉 会

○議長（小川洋平） 以上をもちまして本定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和6年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会といたします。

誠にご苦労さまでございました。

午後 5 時 3 1 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 小 川 洋 平

同 議 員 工 藤 正 廣

同 議 員 戸 来 伝